

東京都児童福祉審議会第1回本委員会

議事録

1 日時 平成26年12月10日（水）19時～20時21分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

(開 会)

1 委員紹介

2 少子社会対策部長挨拶

3 議事

（1）委員長・副委員長の選任

（2）里親認定部会・子供権利擁護部会・児童虐待死亡事例等検証部会・保育部会の設置について

（3）東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

4 報告

（1）専門部会設置予定について

（2）東京都子供・子育て会議について

5 その他

委員意見交換

(閉 会)

4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、石阪委員、石崎委員、磯谷委員、今井委員、大木委員、大竹委員、小野委員、加藤委員、久保委員、駒村委員、市東委員、白井委員、白川委員、都留委員、成澤委員、林委員、三浦委員、村井委員、山下委員、山本（恒雄）委員、山本（真美）委員、渡邊委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3 東京都児童福祉審議会条例施行規則

資料4 里親認定部会について

資料5 子供権利擁護部会について

資料6 児童虐待死亡事例等検証部会について

資料7 保育部会の設置について

資料8 保育所認可基準の改正について

資料9 東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定

○花本計画課長 お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は当審議会の事務局の書記を担当させていただきます福祉保健局少子社会対策部計画課長の花本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、まず委員の方のご出席についてご報告させていただきます。本審議会の委員数ですけれども、今期は34名となっております。本日ご出席とお返事をいただいている委員の方は26名。所用のためご欠席とお返事をいただいている方は8名でございますので、遅れている方が何人かいらっしゃいますが、定足数に達しておりますのでご報告させていただきます。

次に、お手元にあります会議資料、こちらのご確認をお願いいたしたいと思います。

- ・資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- ・資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- ・資料3 東京都児童福祉審議会条例及び施行規則
- ・資料4 里親認定部会について
- ・資料5 子供権利擁護部会について
- ・資料6 児童虐待死亡事例等検証部会について
- ・資料7 保育部会の設置について
- ・資料8 保育所認可基準の改正について
- ・資料9 東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定

以上の、資料は全部で9番までありますけれども、こちらを置かせていただいております。お手元の資料で過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、それから、本日の審議会ですが、公開となっております。議事録につきましては、後日、東京都のホームページに掲載されますので、ご了承いただきたいと思います。

またご発言に際しましては、目の前にありますマイクスタンド、赤いボタンがあると思いますが、こちらをまず押してからご発言いただくようによろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから今期第1回目の東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

本日は、委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長が選任されるまでの間、進行役を事務局のほうで務めさせていただきます。

最初に、新たな審議会の発足にあたりまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料の資料1という名簿がございますが、こちらの委員名簿に沿ってご紹介いたします。

まず、秋山千枝子委員でございます。

石阪丈一委員でございます。

石崎朝世委員でございます。

磯谷文明委員でございます。

今井克治委員でございます。

大木幸子委員でございます。

大竹智委員でございます。

小野和哉委員でございます。

柏女靈峰委員でございます。

加藤尚子委員でございます。

久保豊子委員でございます。

駒村康平委員でございます。
市東和子委員でございます。
白井菜穂子委員でございます。
白川佳子委員でございます。
都留和光委員でございます。
成澤廣修委員でございます。
林浩康委員でございます。
松原康雄委員でございます。
三浦昌恵委員でございます。
村井美紀委員でございます。
山下敏雅委員でございます。
山本恒雄委員でございます。
山本真実委員でございます。
渡邊淳子委員でございます。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

次に、東京都の行政側の出席者をご紹介させていただきます。資料2の行政側の名簿に沿ってご紹介いたします。

まず、福祉保健局長の梶原でございますが、本日、所用により欠席でございます。

続きまして、幹事長を務めます少子社会対策部の手島でございます。

○手島少子社会対策部長 手島でございます。よろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 幹事を務めます企画担当部長の後藤でございます。

○後藤企画担当部長 後藤でございます。よろしくお願ひします。

○花本計画課長 同じく、事業推進担当部長の松山でございます。

○松山事業推進担当部長 松山です。よろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 同じく、児童相談センターワーク次長の矢沢でございます。

○矢沢児童相談センターワーク次長 矢沢でございます。よろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 次に、書記を務めます、少子社会対策部家庭支援課長の木村でございます。

○木村家庭支援課長 木村でございます。よろしくお願ひします。

○花本計画課長 同じく、少子社会対策部育成支援課長の栗原でございます。

○栗原育成支援課長 栗原でございます。よろしくお願ひします。

○花本計画課長 同じく、少子社会対策部保育支援課長の西尾でございます。

○西尾保育支援課長 西尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 その他、関係管理職員ですけれども、総務部企画担当課長の中川でございますが、本日、所用により欠席でございます。

同じく、少子社会対策部次世代育成支援担当課長の三浦でございます。

○三浦次世代育成支援担当課長 三浦です。よろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 少子社会対策部事業推進担当課長の小竹でございます。

○小竹事業推進担当課長 小竹でございます。よろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 その他、関係職員出席しておりますが、資料2をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、福祉保健局長に代わりまして少子社会対策部長の手島からご挨拶を申し上げます。

○手島少子社会対策部長 皆様、こんばんは。ただいまご紹介いただきました、東京都福祉保健局 少子社会対策部長の手島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、福祉保健局長が公務のため欠席をしておりまますので、局長に代わりまして私から一言 ご挨拶を申し上げます。

まず、皆様方におかれましては、日ごろから東京都の児童福祉行政の推進にあたりましてご理解・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、この度は大変多忙にもかかわらず、本審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

子供と家庭を取り巻く状況は、産業構造の変化により親の就業形態が多様化してきており、これに伴いまして、東京のような大都市では、特に子育てに関するニーズが複雑化しております。また、核家族化の進展や地域社会の人間関係の希薄化などにより、家庭や地域社会の子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感が増大している状況がございます。

一方、東京都や区市町村が受ける児童虐待の相談件数は年々増加しており、死亡に至るような重篤な事例も後を絶ちません。

こうした中で、子供を産み、育てたいと願う人々が安心して子育てをすることができ、次世代を担う子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組むべき課題である、というふうに考えております。

東京都はこれまで、独自に認証保育所や都型学童クラブを創設して、大都市特有の保育ニーズに対応してきたほか、区市町村に子育て支援ネットワークの核となる子ども家庭支援センターの設置を進めるなど、全国に先駆けた取組を行ってまいりました。また、児童虐待の対応に関しましては、これまで、児童福祉司や児童心理司の増員など、体制の充実を図ってきたことに加え、各児童相談所に警察OBを配置したほか、医療機関との連携にあたる保健師の配置を進めるなど、相談・援助機能の強化に努めており、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携に関して定めた、いわゆる東京ルールにつきましても、双方共同で検討を行うなど、さらなる連携の強化にも力を入れているところでございます。

さらに、後ほど会議の中でご説明申し上げますが、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を三本柱としました、来年度から実施される子ども・子育て支援新制度につきましても、都は新制度の実施主体でございます区市町村の事業計画を踏まえながら、広域的な立場からの取組や、区市町村への支援を盛り込んだ「子供・子育て支援事業支援計画」を策定しております。新制度の計画は、幼児教育、保育にまたがる、都としても初めての計画でございまして、策定にあたりましては、東京都子供・子育て会議におきまして、喫緊の課題でございます保育所待機児童の解消に向けて、どのような年次計画を策定するのか、さらには、幼児教育、保育の質に関する保護者のニーズにどう対応していくかなど、様々な課題につきまして、現在ご審議をいただいているところでございます。都における子供・子育てのさらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

今年10月には、本審議会から「社会的養護の新たな展開に向けて」ご提言をいただきました。提言では、支援の必要な子供の生活環境の章や施設等退所後の自立に向けました継続的な支援など、施策の方向性を示唆する様々なご意見を頂戴いたしました。都といたしましては、いただきましたご提言を、今後、具体的な取組に結びつけていきたい、というふうに考えております。

結びにあたりまして、広域的自治体としての東京都が、今後さらに効果的に施策を展開し、時代のニーズに的確に対応していくためには、委員の皆様方の知識や経験に基づく様々なご意見を頂戴し、都の施策に活かしていくことが重要である、というふうに考えております。

本審議会の委員の皆様方には、東京の児童福祉の向上・発展のため、今後2年間にわたり、特段のお力添えを賜りますようお願ひを申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日は改選後初めての審議会ですので、児童福祉法第9条に基づきまして、委員長1名、それから副委員長1名を互選により選出することとなっております。このことについてはいかがいたしましょうか。

磯谷委員、お願ひします。

○磯谷委員 僕越ではございますが、これまでのご経験やご実績から、また、前期も副委員長として優れた調整力を発揮された松原康雄委員に委員長をお引き受けいただけたらというふうに思います。

また、副委員長につきましては、委員長に一任して選任をしていただくのが良いと思います。

○花本計画課長 ありがとうございます。

ただいま磯谷委員から、委員長には松原委員、それから副委員長には、委員長に一任、というご発言がございました。もしご異議がないようでしたら、そのように決定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○花本計画課長 ありがとうございます。

それでは、本審議会の委員長は松原委員、副委員長は、委員長に一任、ということで決定させていただきます。

松原委員、それではどうぞ、委員長席にお移り、お願ひいたします。

(松原委員、委員長席へ移動)

○花本計画課長 それでは、松原委員長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○松原委員長 あらためまして、よろしくお願ひいたします。座ったままでご挨拶をさせていただきます。

さすがに東京都の児童福祉審議会ですから、お顔ぶれをお見受けして、私よりもよっぽど知見をお持ちの方、経験のおありの方、いらっしゃると思いますし、会議の運営力ということでも、私以上のお力をお持ちの方、いらっしゃると思いますが、ご推薦ございましたので、微力ですが引き受けさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本来であれば、子供の成長を皆で喜び、そして子育てを楽しむ、という状況があつて然るべきなのですが、なかなか、そのことをめぐって様々な社会的な課題も多いかと思います。この児童福祉審議会の皆様方のご議論を通じて、少しでも子供たちが豊かに育つことができるまち、そして子育てそのものがしやすいまち、支えられるまちというのを、東京で全体でつくれていけたら、というふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 ありがとうございました。

それでは松原委員長、副委員長のご指名をお願いしたいと思います。

○松原委員長 それでは、副委員長につきましては、児童福祉の分野でのご経験が豊富で、実績の

ある柏女委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○花本計画課長 ありがとうございました。

柏女委員、どうぞ副委員長席にお移りください。

(柏女委員、副委員長席へ移動)

○花本計画課長 それでは、柏女副委員長にご挨拶をお願いします。

○柏女副委員長 あらためまして、皆さん、こんばんは。

ただいま松原委員長より、副委員長をせよということで拝命をさせていただきました。平成7年度から、東京都の児童福祉審議会に関わりを持たせていただいて、途中、数年抜けてきましたけれども、その間、松原委員長とは、ともにこの審議会で一緒に、東京都のことについて考えてまいりました。一度、副委員長を12年前にさせていただいたことがございまして、いわばカムバックということになりますけれども、松原委員長をお支えをして、そして皆様方のご意見を広く汲み取ってきながら、先ほど手島部長さんのほうからお話がありました、様々な東京都の問題に、効果的な施策を提言していきたいというふうに思っております。どうぞ、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 ありがとうございました。

それでは、この後の進行は、委員長にお願いしたいと思います。

○松原委員長 それでは、会議次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。今日、議事3つ用意されておりまして、1番目を終わりましたから、次の議事に移りたいと思います。

この東京都の児童福祉審議会では、東京都児童福祉審議会条例施行規則第6条第1項により、「必要に応じて部会を置き」、同条第5項により、「部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」ということになっております。

当審議会では、これまで継続的に活動する部会として、里親認定部会、子供権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会の3つを設けてまいりました。これらの部会について、事務局から説明をお願いいたします。

○栗原育成支援課長 里親認定部会の事務局を務めております、育成支援課長、栗原でございます。よろしくお願ひします。

私からは、資料4、里親認定部会につきましてご説明申し上げます。まず、設置目的でございますけれども、児童福祉法施行令第29条に「都道府県知事は里親の認定をするには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」とされております。

審議会にあたりましては、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討する必要があることから、里親認定部会を設置しているところでございます。部会につきましては、2か月に一度、審議いただきているところでございます。

また、所掌事務でございますけれども、3点ほどございます。1点目は、里親の認定の適否。2点目が、里親の登録の更新にあたり、里親が不適当と認められるものについて、諮問を受けての答申。3点目が、登録更新の報告となっております。

また、養育家庭等の候補家庭の状況に応じた助言機能を強化するという観点から、実際に委託にあたっての児童相談所に対するコメント・助言などを部会のほうからいただき、児童相談所では、その意見を参考に、児童と里親のマッチングをしているところでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。裏面には、26年度の審議状況が記載されております。

26年度につきましては、これまで4回ほど審議をいただいております。諮問件数でございますが、養育家庭が合計34件、養子縁組里親が46件の、計80件となっております。審議の結果、76件につきましては適格、4件につきましては再調査ということになっておりますが、再調査後、部会にご報告をし、4件すべてが適格となっているところでございます。

私からは、以上でございます。

○三浦次世代育成支援担当課長 続きまして、子供権利擁護部会の事務局を担当しております、次世代育成支援担当課長の三浦です。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料5をご覧ください。子供権利擁護部会の設置目的ですが、「児童福祉法の規定により、都道府県知事は、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」とされております。また、「親権者等の意に反して二か月を超えて一時保護を行う場合についても同様である」とされております。

また、「被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされており、児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べることができる」とされております。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討していただくことが必要であるため、子供権利擁護部会を設置し、ご審議をいただいているところでございます。

2点目の「部会の所掌事項」は、この設置目的を受けまして、まとめてございます。1点目は、「児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申すること」でございます。諮問事項は以下の4点になっております。2点目が「被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること」でございます。

3点目といたしまして、今年度の審議状況について、まとめております。部会については月1回開催しております、これまでに8回開催いたしました。諮問件数ですが、施設入所等の案件については35件、一時保護案件については30件となっておりまして、それぞれ内訳については、資料に記載のとおりでございます。被措置児童等虐待に係る報告件数は、受理報告が19件、調査報告が27件となっております。

私からは以上です。

○木村家庭支援課長 児童虐待死亡事例等検証部会につきまして、事務局をしております家庭支援課長の木村から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料6をご覧ください。部会の設置目的でございますが、児童虐待の防止法第4条によりまして、「地方公共団体においては、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行うもの」とされてございます。

こうした調査研究及び検証にあたりましては、「専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要である」となっていることから、当検証部会を設置して審議を行っていただいているところでございます。

この部会につきましては、裏面をご覧ください。こちらのほうに掲載してございます設置要綱を制定しております。

所掌事項といたしましては、要綱の第2のところでございますが、(1)といたしまして、「児

童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと」。（2）、「事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、都に報告すること」等々でございます。

参考といたしまして、直近の報告書の概要を載せてございます。A3ペーパーのところでございまして、23年度に発生しました重大事例2事例、プラス24年度に発生しました3事例、計5事例につきまして検証を行っていただき、具体的な改善策をいただいているところでございます。また現在、3事例につきましては検証を行っておりますので、この報告がまとまり次第、また皆様にお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございました。以上、3部会についてご説明をいただきました。

さて、先ほど事務局のほうからもご案内がありましたが、4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、改正児童福祉法上、認可保育所の認可にあたって、児童福祉審議会に意見を聴かなければならぬとの規定が追加されております。この新たな権限等を行使する目的で、今までの既存の部会に加えまして、新たに部会を設置して活動していきたいというふうに事務局のほうで提案がございます。その案が提示されておりますので、ご説明をお願いいたします。

○西尾保育支援課長 保育支援課長の西尾のほうから説明をさせていただきます。

資料7をご覧いただきたいと思います。1ページ目に概要が載せてございますけれども、今お話をいただいたとおり、改正児童福祉法の施行、来年の4月1日でございますけれども、この施行日以降、保育所の認可にあたりましては、「あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬ」との規定がなされております。

この法によりまして、供給過剰の場合あるいは省令で定める場合を除きまして、「基準に適合していれば、保育所の認可申請にあたっては認可する」ということとされております。

児童福祉審議会からは、今年度内に策定する予定の東京都の子供・子育て支援事業支援計画との整合性に加えまして、財務の健全性の確保、保育内容や安全性への配慮等に関する助言等を含む、専門的見地からの意見をお聴きしたいと考えてございます。

すいません、3ページ目をご覧いただきたいと思います。この部会の設置についてでございますけれども、役割を載せてございます。①②③とございまして、まず1番目は、先ほど触れました保育所設置認可にあたっての意見聴取でございます。これ以外に、保育所に対する事業停止命令を行うにあたっての意見聴取もいただきたいと思っております。さらに、認可外保育施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行う場合にあたっての意見聴取もいただきたいと思います。この③については、昨年、認可外保育施設で事業停止案件がございまして、この児童福祉審議会で意見をいただいたというところがございますが、今後はこの保育部会においてご意見をいただきたいと思っております。

保育部会の構成でございますけれども、左下の箱でございますけれども、5人の方を想定してございます。学識経験者（児童福祉分野）の方、学識経験者（幼児教育）の専門の方、それから弁護士さん、公認会計士さん、建築士さん等から専門的なご意見をいただきたいと思っております。

右のところへ行きまして、部会の開催の回数でございますけれども、保育所設置認可につきましては、これは今、認可保育所の設置が非常に増えておりまして、年間100件程度のところを想定しております。この100件程度のところで、1件につきまして2回、意見聴取の機会をつ

くらせていただきたいと思っております。後ほどフロー図で触れます、一つは認可承認に係る段階で1回、それから認可の直前のところで1回を考えております。それ以外に、事業停止命令等につきましては、案件ごとにお諮りをしたいと思っております。

1ページ戻っていただきまして、フロー図でございます。認可手続きのフロー図をイメージでお示しをしております。左のところからまいりまして、概ね1年以上前のところで「事業者から区市町村へ計画申請」、これがございまして、その後、4か月以上のところで「区市町村から都へ計画申請書及び意見書を提出」ということで、その後、1回、この児童福祉審議会保育部会において計画承認の意見聴取をいただきたいと思います。ここでは、設置者要件ですとか施設の概要等をお示しをして、意見をいただきたいと思っております。

この2回やる趣旨といたしましては、工事着工前に重大な瑕疵ですとか、認可の要件に欠ける、あとは懸案事項等がございましたら、ここでご指摘をいただくというところで、1回設けさせていただきたいと考えております。工事着工後でございますけれども、事業者から区市町村へ認可申請があり、2か月ぐらいのところで、あらためて区市町村から都へ認可申請書及び意見書を提出していただき、工事の竣工、完了検査を経まして、現地調査、そして認可の手前の1か月のところで、もう1回、最後の児童福祉審議会からの意見聴取をいただきたいと考えております。このようなイメージでやらせていただきたいと思ってます。

そして、一つ補足をいたします。来年の4月1日の認可保育所の開設につきましては、その手前の3月31日までに認可申請を行うということで、この新しい保育部会の意見聴取の対象とはなりませんので、よろしくお願ひいたします。4月2日以降の開設においてお聞きしたいと考えております。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

既存3部会の説明と、新たに設置をする部会のご説明をいただきました。何かご質問ある方、いらっしゃいますか。

よろしいですかね。それでは、4つの部会についてお認めいただいたということで、処理をさせていただきます。ありがとうございます。

児童虐待死亡事例等検証部会については、設置根拠となる要綱がありますが、里親認定部会と子供権利擁護部会、それから新設の保育部会については、審議会で設置を決定することが必要になっております。本日の本委員会の議決として、これらの部会を設置し、それぞれ資料に記載の所掌事項について、部会の議決をもって審議会の議決とする、ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、各部会の委員の選任に進みたいと思います。部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第6条第2項により、委員長が、専門的知識を有する委員の方から指名することになっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思います。

それでは、指名を始めさせていただきます。里親認定部会につきましては、事柄の性質から、司法、それから児童福祉施設に携わっている方、学識経験者の方などに、この部会を構成していただきたいと思っております。したがいまして、磯谷委員、犬塚委員、高橋委員、都留委員、林委員、横堀委員、この合計6人の方にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

次に子供権利擁護部会につきましては、審議に十分な専門性を確保するために、医療、司法分野の専門家の方と、学識経験者の方になっていただきたいと思います。

構成メンバーとして、石崎委員、加藤委員、木村委員、村井委員、山下委員、渡邊委員の合計6名の方にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

次に、児童虐待死亡事例等検証部会につきましては、幅広い分野での専門性を確保するために、医療、司法、保健分野の専門の方と、学識経験者の方になっていただきたいと思います。

構成メンバーとしましては、秋山委員、大木委員、大竹委員、小野委員、白川委員、野田委員、山本恒雄委員の7名の方にお願いをしたいと思います。加えまして、私も従来からの経緯ございますので委員として加わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

次に、保育部会につきましては、これも審議に十分な専門性を確保するために、司法、会計、建築分野の専門家の方と学識経験者の方になっていただきたいと思います。

構成メンバーといたしましては、今井委員、久保委員、柴崎委員、町田委員、山本真実委員、この5人の方にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、今、指名をさせていただきました委員の皆様には、今後、部会での審議をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

これで会議次第の議事の2つ目が終了したことになりますので、3番目の「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」の議事に移りたい、というふうに思います。

まず、事務局が案をつくっていらっしゃいますので、この「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正」について、ご説明をお願いしたいと思います。

○西尾保育支援課長 それでは、私のほうから説明をいたします。資料8をご覧いただきたいと思います。「保育所認可基準の改正について」でございますけども、今お話をいただいたとおり、平成26年の4月30日、国の省令が公布されまして、保育所の基準が改正になっております。

このため、この内容を東京都の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に反映、又は反映することについて、検討する必要がございます。

施行日は、子ども・子育て支援新制度に伴います平成27年4月1日が予定されております。

具体的な内容でございますけれども、2ページ以降に、「改正前」「改正後」ということで、整理しております。まず、第十二条3項関係でございますけれども、これは、健康診断をした医師に関する事項でございますけれども、ここは法改正に基づく文言の言い換え、という捉え方でございます。改正前のところで棒線を引っ張ってございますけれども、中程下のところに「保育の実施」という箇所がございます。これが「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」という内容になっております。この法の二十四条5項、これは、虐待ケースの保護者が、すんで保育の利用をしない場合に、区市町村の措置等を記載した部分でござ

ざいます。第6項につきましても、保育を受けることが困難な場合に、区市町村が入所委託等の措置をとれる、という内容のものが記載されてる事項でございます。こうした措置を解除する場合に、児童福祉施設の長に勧告しなければならない、というような改正後の記載になっております。ここは法改正に基づく文言の言い換えということで、このまま国の改正を横引いて条例に反映させたいと考えております。

次のページへ移りまして、これは第十三条第1項関係でございますけれども、ここは「改正後」のところで「児童福祉施設（保育所を除く。）」と括弧書きが挿入されてございます。これにつきましては、その下の箱のところに、第十三条第2項が新たに新設されまして、保育所は特に、以下ご覧いただいた一から十一のところ、もっと細かく、事項が定められることになりました。これについては国基準どおりで、「詳細を示したものであり、利用者の利益に適うもの」ということから、採用をさせていただきたいと考えております。

次のページに移りまして、これも文言整理のところでございます。先ほどの第十三条3項関係と同じでございます。「保育の実施」のところが、法第二十四条関係の文言に換えられてございます。

次のページに移りまして、④のところでございますけれども、第三十二条第八号口（表中）のところでございますけれども、これはすごい大きく変わってございます。4階以上の保育所の設置に関するところで、改正後は建築基準法のところで付け加わる部分がございます。これは内容、非常に条文のところが分かりづらいので、一番下のところをご覧いただければと思います。欄外のところでございます。4階以上に保育室等を設置する場合の避難用設備として、これまで屋外避難階段のみが認められておりましたが、今回の改正によりまして、次の①から③についても認められることとなりました。一つが避難階段。ただし、排煙設備ですとか特定防火設備を有するとともに耐火構造の壁で囲み、不燃材料で仕上げられていること。これが一つ。それから、特別避難階段。これも防火設備とか排煙設備等を備えたものでございますけれども、特別避難階段。それから③が、耐火構造等の基準を満たす屋外の傾斜路。こういったものが従来の屋外避難階段にプラスして、こういった場合、設置した場合は4階以上にも認められる、というような内容に変わってございます。これにつきましても国基準どおりで行いたいと考えております。特別避難階段等の安全性は屋外階段に劣るものではないということ、安全に資すると考えておりまして、国基準どおりでやらせていただきたいと考えております。

次のページにまいりまして、第三十三条第2項関係でございます。これも「改正前」のところ、文言が非常に多くなってございますけれども、これは「認定こども園」につきまして、真ん中から下のところに書いてございますけれども、「一日に四時間程度利用する幼児」、保育を必要としない幼児でございますけれども、こういった幼児につきましては、従前ですと「三十五人につき一人」というような内容でございましたけれども、改正後は、これはおしなべて「四歳以上の幼児おおむね三十人以上につき一人以上」ということに変わってございます。これについては、従るべき基準でございますので、この国基準どおりといたします。

次のページへ移りまして、第三十六条の2の関係でございます。これは、改正前は児童の選考等の方法について規定をされておりましたが、この点につきましては今後、「方針案」の右のところでございますが、「区市町村が定める特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例において」定められるということから、ここは削除したいと考えております。

それから、その下のところへ行きまして、「保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」と。自己評価の部分でございますけれども、これは「質の向上に資する」ということで、国基準どおりとしたいと思います。

その下に行きまして、定期的な外部評価に関するところでございますが、これも同様に国基準どおりとしたいと考えております。

次のページにまいりまして、第三十六条の3関係でございますが、これは第十三条第4項の保育料以外にかかる利用料に関する考え方の部分でございますけれども、これにつきましても同様に、区市町村の定める条例において従うべき基準として規定すべき事項とされたため、これも削除を考えてございます。

それから、その次のページへまいりまして、面積基準に関するものでございます。これにつきましては、いわゆる地方分権推進一括法のところで、保育所に係る居室の床面積については、政令で定める日、これは平成27年3月31日でございますけれども、それまでの間、厚生労働省令で定める基準を標準とするとされております。この内容でございますが、これを受けて東京都は、保育室の基準面積につきまして、来年の3月31日までの間、年度当初 3.3m^2 のところを、年度途中につきまして 2.5m^2 とすることができます、という規定を設けております。この点につきましては、平成23年に専門部会をつくっていただきまして、ここでご議論していただいた後、条例を都として定めております。

今、国は、現在、政令で定める日の延長の是非を検討しておりますが、この条例の取扱いについて検討が必要でございますが、私どもとしては、国が延期をした場合には、条例の現行規定についても、期限を延長させていただきたいと考えております。

ちなみに次のページに、具体的に面積基準が適用となる地域でございますけれども、※1のところで、この政令に伴いまして待機児童が100人以上いること、公示地価が一定以上であるという地域に適用されるということで、※2のところで、具体的な自治体名を載せてございます。

以上、雑駁でございますが、基準の改正関係の説明でございます。

○松原委員長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

成澤委員、どうぞ。

○成澤委員 区長会代表、文京区長、成澤でございます。

最後の面積基準のところ、ちょうど23年のときにも、大変、皆さんにご迷惑かけて、いろいろ議論をした当事者ですけれども、その当時も日本保育学会をはじめとして、学識団体も皆反対であり、新制度のときまでの暫定的な措置だという説明の中で、この制度が条例改正という形になった、というふうに理解をしていますが、そのときの説明と、今度の延長という方針は、説明の内容との間に齟齬が生じないかという点と、まず最初に、平成24年度の制度改革以降、年度途中に、この規定を活用した事例が何件ありますかね。

○松原委員長 事務局、お願いします。

○西尾保育支援課長 当時、平成23年、お話のとおりご議論いただきまして、条例制定に至っております。その当時の議論でございますけれども、子供の最善の利益、これを第一にというところでご議論いただきました。一つには、今、認可保育所に入っている子供たちの利益の視点、それからもう一つが、認可保育所に入れていない、認可外の保育施設に入っている子供たち、この

視点も重要ではないかということで、この認可外の保育施設に入っている子供たちが認可保育所に入る、その様々な方策の中の一つとして、今回の面積緩和のところ、方策としては考えられるのではないかと。そういうご理解のもとに、条例制定に至っております。

そこはいろいろご議論はいただきましたけれども、この緊急一時的な措置と。これは具体的には、待機児童の深刻さのところでございますけれども、ここはご案内のとおり、この4月1日を見ても8,600人余りの待機児童、これは過去最高でございますが、こういった待機児童、ますます問題が深刻化しております。そういうところでは緊急一時的な措置というのは、状況としては変わらないと。

さらには付け加えますと、この緊急一時的な措置、この待機児童だけではなくて、例えば、いろんな地域で事情が急変する。例えば、保育所が突然廃園になってしまうとか、そうした場合に、緊急一時的な配慮として、こういった弾力的な運用、これも必要ではないかと考えております。そういうことから、引き続き国が延長した場合は、都としても延長を考えてございます。

それから実績のところでございますけれども、これは今日に至るまで、実績等はございません。ただ、私どもいたしましては、この方策の一つということで、残させて、引き続き延期があつた場合は、同じように延期をさせていただきたいなと考えております。

○成澤委員 今回の新制度が、消費税財源を活用して、新たな子供の最善の利益を求めるという動きですから、そのことをを目指して、各区市町村等が都と協力しながら努力をしているわけで、それを戦後まもなくつくられた基準よりも、さらに悪化させるという方向性を持っていくということが、新制度そのものの目的と整合性はとれないのかな、というふうな指摘をしておきたいというふうに思います。

それと、現実に指定された区市町村にとっても、実例がないということは、やはり我々、設置の当事者として、この制度を活用することに対して非常に慎重です、各区市町村とともに。その実態をしっかりと東京都は認識すべきだ、というふうに思います。これが地方分権の中で、地方の自主、自立の一括法の中で行われてきているという目的からしても、設置主体である区市町村がこの4年間の間、そういう選択を一度もしてきていないのに、その制度をそのまま延長を、東京都がしたいと言うというのは、私はミスリードにつながる恐れがある、というふうに思います。

その一方、もう一つ、国も東京都も区市町村も、現行の認証保育所の認可化支援というのを行っているわけですけれども、認証の認可化支援をして、それをさらに年度途中に弾力化してしまうというのでは、何のための認可化支援なんだと。認可化支援をすることの目的と整合性がとれないのではないか、ということについても指摘をしておきたいと思います。

まだ、これは今日決める話ではないというふうに認識をしていますので、私はそういう意見だということだけ申し上げておきたいと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。貴重なご指摘かと思いますので。

事務局から何かありますか。

○西尾保育支援課長 ありがとうございます。

最後の認証の認可化のところでございますけれども、国は新制度導入にあたりまして、認可化に伴ういろいろメニューを用意し、都もそれを行っているところでございますけれども、これはただ、認証を、私ども都として認可化するという方針を、おしなべて掲げているということではないことだけ、ちょっとご理解いただきたいと思います。認証でそのまま引き続き保育サービスを提供していただく事業者さん、あと自治体さんについては、引き続き都としてしっかり支援を

していくと。そして認可化の意向がある場合は、それはそれでまた支援をしていくということでございます。

私どもいたしましては、待機児解消に向けて、いろんな多様な保育サービスを提供しながら、ゼロに向けて推進していきたいと考えております。

○松原委員長 実際に名前が挙がっている区からの、区長さんのご発言ですので、非常に重みがあるご発言だと思います。成澤委員がおっしゃったように、今日決めることではないけどもということで、ご意見が出たということをきちんと議事録に残していき、今後、議論していくときには、ぜひ重い意見として受け止めていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、議事はこれで終えることになりますが、会議次第では、報告が2件用意されております。報告事項の一つ目は、今期の「専門部会設置予定について」、2つ目は「東京都子供・子育て会議について」です。事務局から続けてご説明をお願いいたします。

○花本計画課長 資料はございませんので、口頭でお話をさせていただきたいと思います。

4つの部会についてお話がありましたけれども、実はそのほかに、児童福祉に関する様々な課題があると思いますから、その中から必要に応じて、テーマを設定してご意見をいただく専門部会を設置することができることになっております。

この前の期の専門部会におきましては、「社会的養護の新たな展開に向けて」というテーマで支援の必要な子供の生活環境の保障や、施設退所後の自立に向けた継続的な支援など、施策の方向性について、様々ご提言をいただいております。

今期の専門部会ですが、ここでいろいろ意見をいただいて、テーマを決定するということもできるんですが、ちょうど来年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始しますので、それを踏まえてテーマを設定したいと考えております。制度開始後、半年を目途に来年の秋ごろ、事務局で制度開始してから起こる様々な課題等を整理した上で、あらためてこの本委員会を開催しまして、委員の皆様にご意見をいただきながら、テーマを設定して専門部会をスタートしたいと考えております。

以上です。

○松原委員長 続けて説明をお願いいたします。

○三浦次世代育成支援担当課長 続きまして、東京都子供・子育て会議について、私のほうからご説明差し上げます。

資料9をご覧ください。「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定」となっております。計画策定のポイントについては、冒頭の挨拶の中でも、少し触れましたけれども、ポイントとして3つございまして、幼児期の学校教育・保育にまたがる初めての計画となっております。

また、計画の中に、待機児童に関する受給ギャップの解消の目標年次を設定することとなつております。29年度末までに待機児童を解消することを目標として掲げております。

また、サービスの質に関するニーズにも対応していく計画としております。

現行の計画は、「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画」でございますけれども、この現行計画と、新たに策定する計画との関係についてまとめておりますのが、左の下の部分でございます。ご案内のところもあるかと思いますけれども、「次世代育成支援対策推進法」は、当初、平成27年3月までの10年間の時限立法とされておりました。これに基づきまして、法

定計画としての東京都行動計画を前期、後期と定めておりまして、今年度がその計画の最終年次となっております。この間、子ども・子育て支援法の成立に伴いまして、この次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定は、任意化されました。

一方で、この次世代育成支援対策推進法の延長が、今年の4月に成立・施行となりまして、平成37年3月までの10年間の延長が決まったところでございます。

こうしたことを受けまして、東京都としては、新たに策定する東京都子供・子育て支援事業支援計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画としても位置付け、一体的に策定していくこととしております。計画の名称等については、今後、検討してまいります。

右側でございますけれども、新たに策定する計画の概要をまとめてございます。計画の性格ですが、主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画であり、次世代育成支援対策法に基づく地域行動計画を兼ねるものでございます。

計画期間は、来年度、平成27年度から31年度までの5年間。検討組織として、東京都子供・子育て会議を設置しております、本審議会の副委員長である柏女先生をはじめとして、委員の方々にもご参画をいただいているところでございます。こちらの会議と併せて、庁内の検討組織といたしまして、子供・子育て施策推進本部というものを設けてございます。計画の内容ですが、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」及び次世代育成支援対策法に基づく「行動計画策定指針」を踏まえた内容といたします。それぞれ以下のとおり、必須記載事項、任意記載事項などと定められているものを踏まえて、策定を進めております。

なお、この計画は、他の法定計画、こちらの資料の右下の部分にございますけれども、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」をはじめとする各計画、それから全庁計画として「東京都長期ビジョン（仮称）」を今後策定してまいりますが、こうした計画との整合性も図ってまいります。

1枚おめくりをいただきまして、この計画策定に向けてこの間、東京都子供・子育て会議を、昨年10月に設置して以来、全体会議を3回、計画策定部会を7回、認定こども園部会を2回、開催してまいりました。網掛け、黒塗り的になっている部分が、既に開催した実績でございます。残すところ、2回の会議を予定しております、直近が年明け1月19日に開催を予定しております計画策定部会で、計画の素案についてご審議いただく予定でございます。またその後、2月下旬には、全体会議を開催いたしまして、計画案についてご審議いただき、年度内には計画を策定、取りまとめをしていく、ということを予定しております。

一番最後の資料が、子供・子育て会議の委員の方々の名簿となっておりますので、ご参考までに、ご覧いただければと思います。

私からは、以上です。

○松原委員長 ありがとうございました。

報告2件につきまして、ご質問等おありになりますか。よろしいでしょうか。

○花本計画課長 すみません、委員長。

○松原委員長 どうぞ。

○花本計画課長 その前の議題の件について、ちょっと補足でお話をさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

○松原委員長 どうぞ。

○花本計画課長

先ほど、面積基準の条例について、保育支援課長のほうから説明をし、それから成澤委員のほ

うからご意見いただきまして、委員長から議事録に残すように、という形でお話があつたと思うのですが、この基準につきましては、国が期限を延長した場合には、都としては同様に期限を延長したいと考えており、年明けの議会に改正案を上程したいと考えています。

今、ご意見はいただいたのですけれども、23年度、24年度のこの審議会でご意見を伺った際もそうですが、あくまでも面積基準の弾力化は、選択肢の一つとしてということで考えております。ご存知のように、東京都の場合、面積基準の弾力化は、認証保育所と同様の基準で行っています。認証保育所につきましては、都内700近く増えておりまして、年度途中の保育ニーズに対応する面積の弾力化はニーズがある、認証がこれだけ増えているということは、ニーズがある証拠だ、というふうに考えております。

ニーズがあるのに、なぜ認可で実績がゼロなのかということで、私どももいくつかの区市に、面積基準が弾力化できる区市に聞いてみました。実際、なぜ弾力化しないんですかと。そうしたことろ、時限措置なので——この場合は27年の3月31日までの時限措置になつてますので——雇用した保育士さんの処遇問題があつて、なかなか踏み出せない、というご意見がありました。中には、0歳児3.3平米どころか、5平米、7平米とやっているところもありますので、そういったところは、引き続き独自の上乗せ基準でいくというところもありましたけれども、保育士さんの処遇の問題もあって、なかなか踏み出せないという区市もありました。

今年8月に、内閣府でこの地方分権一括法を議論している有識者会議がありまして、その専門部会のヒアリングの場で意見を述べさせて頂く機会がありましたが、都としては、こういったエリア限定・時限措置のものではなくて、参酌にしてほしい、という話をしております。参酌化という要望はかなわずに、延長となる見込みになつておりますけれども、都としては、区市町村が望めば、選択肢の一つとして利用できるように、緩和できる環境は整えていきたいと考えております。

先ほど保育支援課長が言いましたように、認証保育所につきましては、認可化支援という形を国が打ち出しましたので、区市町村や事業者が認可に移行したいというのであれば、東京都も支援していきますけれども、認証として残りたいというところについては引き続き支援をしていく予定ですし、こういった年度途中の保育ニーズというのは、大都市特有のニーズだと思いますので、引き続き必要だと思っております。国が期限を延長した場合には、都の条例についても期限を延長したいと考えておりますし、すみません、長くなりましたが、議事録に残してという形で、先ほどご承認が得られなかつたのですけれども、ご承認をいただければと思い、お話をさせて頂きました。

○松原委員長 成澤委員、どうぞ。

○成澤委員 そういう話であれば、やはり手続きをしっかりと踏んでいただきたいなと思います。東京都さんが、国に対して、いろいろお話をされるのは、東京都さんとしての判断でしょうが、その事前の段階で、我々の区長会の中の保育関係の部長会だとか、そういったところに、この延長についての意見照会が、区長会も市長会も同様の担当課長会とか、担当部長会とか持つててでしょうか、意見照会があったという話はお聞きしておりませんし、そういうヒアリングというのも非公式なところで、意見が分かれているというふうに思いますので、今ここで態度表明をしろと言われれば、私は延長には反対だ、というふうに申し上げざるを得ません。

○松原委員長 事務局のほうからご発言があつて、これはあくまでも区市町村が望めばというのが前提である、というご説明がありましたが、そういう前提の下に、国が延長する場合は延長する

という、そういう理解で、成澤委員、いかがですか。ご反対ということは、もちろん議事録に残っていきますから。

○成澤委員 委員長の然るべき進行で結構でございます。

○松原委員長 分かりました。それでは、事務局のご説明を、ご発言をベースにしまして、あくまでもこれは、東京都として、一つの選択肢として残すのであって、これを使うか使わないかは、該当区市町村の主体的判断に委ねられている、ということを確認をして、この審議会で承認をさせていただく。なお、その上で、成澤委員の意見についても、議事録には残すということで、よろしいですか。

○花本計画課長 ありがとうございます。

○松原委員長 それでは、議事次第に「意見交換」という形になっているんですが、想定された時間をもうだいぶ過ぎてまいりましたので、今日はせっかくですので、新たに委員になられた方を中心に、一言ずつご意見あるいは関心事等をお話しいただければと思います。

それで、今井委員が退席をされておりますので、あいうえお順でいきますと、久保委員になります。ご発言をお願いいたします。

○久保委員 公認会計士、税理士の久保豊子でございます。私は、日本の少子化という大きな問題に対して、子供を生まなかつた女として、非常に責任を感じております。

仕事がおもしろく、生き甲斐でしたが、今思えば、私一個人の事を超えた国の将来に大きく関わる大問題だったという事が今、本当に実感としてわかります。

子供を生み、育てるという事と、仕事の両立に日夜、心を痛めている女性が多いと思います。私は自分のできる分野で、働くお母さん方を助ける為に、保育の問題に少しでも貢献できればいいなあと思っております。力不足ではありますが、頑張ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、駒村委員、お願ひいたします。

○駒村委員 慶應義塾の駒村でございます。

○松原委員長 どうぞ、座ったままでご発言ください。

○駒村委員 はい。

社会保障、社会政策を専門にしております。

来年からは、子ども・子育て支援新制度、非常に水面下では、実は長く議論した制度です。ようやくスタートすると。ただ、消費税の関係で、少しいろいろ混乱されている部分もあると思いますけども、スムーズにスタートすることを期待したいと思います。

このほか、生活困窮者自立支援法が、これも来年4月スタートして、ここでは子供の学習支援、ほかにも子ども貧困対策法等々出てきまして、子供に対する様々な、支える法律というのが充実してくると思います。

しっかりと、東京都は日本の見本にならなければいけないと思いますので、しっかりと部会で、この審議会で議論したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、白井委員、お願ひいたします。

○白井委員 はじめまして。公募委員の白井と申します。

私は現在、子供が今6歳で幼稚園に通っております。仕事をしていて、初めは保育園へ行って

たんですけども、仕事と育児の両立に挫折した経験を持ってますんで、現役の子育て中の母親として、微力ながら意見を述べさせていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、白川委員、お願ひいたします。

○白川委員 共立女子大学の白川佳子と申します。よろしくお願ひいたします。

専門は臨床発達心理学と申しまして、保育カウンセラーや中学校・高校のスクールカウンセラーなどを、大学に勤めているほかに、してまいりました。不登校とかいじめの問題、そして発達障害の子どもたちへの支援ということで、学外では活動しております。幼小連携なども研究の対象としておりまして、やはり私の研究対象は、子供の発達にプラスになるものは何なのかということで、家庭環境の中で文字環境をどのように豊かにしていけばよいのかとか、そういうことを研究しているんですけども、今回、児童虐待の検証部会に入れさせていただいております。それは子供たちの発達においては、リスクの要因がとても高い部分だと思うんですけども、実際の事例をきちんと検証していく中で、やはり、どうしたらそういうことを防いでいけるのかといったことについて、この部会を通して私自身も学んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

都留委員、お願ひいたします。

○都留委員 二葉乳児院の都留と申します。東京10か所ある乳児部会の部会長をしております。

東京都内、昨年の中では6割のお子さんが家庭のほうには帰ってますし、2割ちょっとのお子さんは家庭に帰れず、児童養護施設のほうに措置変更をしております。私があります里親のほうには、1割ちょっとのお子さんが行っていますので、その1割ちょっとのお子さんの里親をどう増やしていくか、どう支えていくかというようなところが、この審議会のほうに入ってやっていけるところかなというふうに思っています。

また、新宿区のほうの乳児院のほうで、仕事をしておりますが、地域の子ども家庭支援センターのほうのショートステイですね、そちらのほうを新宿区をはじめ5区と契約をしておりますので、乳児、特に赤ちゃんから2歳ぐらいのお子さんを、地域にしろ施設に措置されるにしろ、どうそこの部分を守っていくかというようなところを、精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、林委員、お願ひいたします。

○林委員 日本女子大学の林と申します。よろしくお願ひします。私は児童福祉を専門としております。私は里親認定部会に所属ということで、私自身も今、里親あるいは養子縁組の手続きのあり方等に関わらせていただいてます。

たまたま今年、全国の児童相談所に対して、調査をさせていただく機会がありまして、里親認定部会が、だいたい年どれくらい開かれているかという調査結果によりますと、一番少ない自治体で1回、一番多いところで12回という、自治体の格差というのが非常に大きいわけですね。それから、あるいは里親の認定部会に提出される書類の調査報告等に関しましても、非常に自治体格差があると。私自身もそういうことに関心があるということで、今回、認定部会を、私自身の勉強の一環として、参加させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

三浦委員、お願ひいたします。

○三浦委員 公募委員として参加させていただくことになりました三浦と申します。私は「ママに寄り添う子育て支援」をモットーに、子育て支援を専門としたNPO法人の代表をしております。

また、普段の拠点活動のほかにも、「完璧な親なんていない」を始めCAPとかCSPとか、いろいろな乳幼児に関する講師活動の他に、DVとかにも関するファシリテーターや講師としての活動などもしております。普段の活動の中と講師活動の中と、またホットラインとかもしておりますので、そういったママたちの最前線、フロントにいる中のお声とか、ママの視点の中での現場での声を、この活動の中で、会議の中でお話をできたらと思っております。

いつも力を入れていることは、非暴力、虐待防止活動を大切に活動をしております。よろしくお願ひいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、山下委員、お願ひいたします。

○山下委員 弁護士の山下と申します。豊島区の区長から、子ども権利擁護委員というのを任命されておりまして、主に子ども家庭支援センターと、そのほかの関連機関と連携しながら、子供の立場に立った調整活動などをしております。それから、「カリヨン子どもセンター」という子供のためのシェルターがございまして、その担当弁護士を務めております。それから、未成年後見に関して民法改正が数年前にありますと、まだ裁判所のほうも手探り状態なんですが、東京弁護士会の中で、その担当として、家庭裁判所との協議などにも出ております。

子供の事件以外では一般民事が多いんですけども、DVの案件、それから生活保護受給者の方のケースがとても多ございます。それから、ほかの弁護士がなかなか担当しない事件で私がやっておりますのが、過労死・過労自殺などの遺族側に立った事件と、それから脱北者、北朝鮮から逃げて日本で暮らしてらっしゃる方の法的なサポート、それからセクシャルマイノリティ、ゲイ、レズビアン、バイセクシャル、同性愛や両性愛の方、それからトランスジェンダー、性同一性障害の方のケースを、多く取り扱っております。それからあと、HIVに感染した陽性者の方々の支援などに取り組んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、山本真実委員、お願ひいたします。

○山本真実委員 東洋英和女学院大学の山本真実と申します。

私も、実は10年前に児童福祉審議会、お世話になりました、またしばらく間が空きました、もう一度ご一緒させていただく機会を得ました。そのときは里親部会に入れていだいたと思うんですけども、今回は保育部会ということで、現在、大学では保育士と幼稚園免許を養成しております。いろいろな自治体で、こういった委員会に関わらせていただいた経験から、多分、こういったお声をいただいたのだと思いますので、できるだけそういった自治体の様子に配慮した計画づくりや、また問題解決に尽力できればいいかな、というふうに思っておりますけれども、まず今一点、私、今、学生の様子を感じておりますと、せっかく資格を取っても保育者にならない学生が非常に多く、実際、現場では幼保育者不足というふうに言われておりますと、本学の特徴なのかもしれませんけれども、子育てで仕事と家庭の両立をするのは、大変ならばやめてしまえばいいという学生の声が、結構多くありますと、一生懸命養成しても「何なんだろうな」と思っているながら、日々、関わっているのも実は現実です。

実際には今日、面積基準のお話を、今まで私、関わってなかつたので、新聞などで拝見している

だけでしたけども、「なんでこんなに小さくしちゃうんだろう」と、ずっと思っていた一人としては、今のお話なんかも、大都市の事情だなということも分かりながらも、研究者としての思いの間で、ジレンマを感じつつ、関わらなければいけないのかなと思うと、今後、どういうふうになるのかなと思いながら、少し不安になっているのが実情です。よろしくお願ひいたします。

○松原委員長 よろしくお願ひいたします。

全員からお話を伺いたいところなんですが、かなり時間も迫ってまいりました。

あえてご発言のある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、今日が今期第1回目の本委員会になります。事務局のほうから報告がありましたけれども、今後の専門部会の進め方等につきましては、事務局、私、副委員長で、いろいろ協議をしながら検討してまいりたいと思います。

最後に、事務局から、今後の予定などをお願ひいたします。

○花本計画課長 ありがとうございます。

先ほど4つの部会について、委員が決められたと思いますけれども、今後それぞれの部会で早々に審議を始めていただくことになります。各担当委員には、個別に、部会の開催予定をご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、次回の本委員会の開催につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、新制度が開始後、おおむね半年を目途に、委員長、副委員長とご相談の上、あらためて皆様に日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○松原委員長 それでは、本日の本委員会は終了とさせていただきます。遅い時間までありがとうございました。これで閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会

午後8時21分